

## 特種電気工事従事者における実務経験証明書への記載についてお願い

九州産業保安監督部 電力安全課

職務内容欄について、従事された工事の具体的な内容（工事名、従事期間）を以下の記載例（非常用予備発電装置に係る記載例は3ページ、ネオン工事に係る記載例は4ページを参照）に従って記載してください。なお、工事毎の従事期間が通算して5年以上となるよう記載してください。職務内容欄に記載しきれない場合は別紙に記載していただいても結構です。

### <実務経験の規程に関して>

規程の実務経験年数5年以上とは、電気工事士（第1種又は第2種電気工事士）の免状取得後に、一般用電気工作物及び最大電力500kW以上※の自家用電気工作物のネオン工事又は非常用発電装置工事に係る作業に正味に携わった期間（建物全体の建設工事期間ではありません）の通算期間5年以上（＝約1260日以上）を指しています。これは、電気工事士免状取得後「5年以上経過した」ということではありません。

### <実務経験の対象となる電気工作物>

実務経験の対象となるのは、次の①、②の一般建家、事業所等のネオン工事又は非常用予備発電装置工事です。

- ① 一般用電気工作物（低圧（主に100V、200V）受電の建物
- ② 自家用電気工作物（高圧（主に6000V以上）受電であり、かつ最大電力が500kW以上※の建物

### <記載要領>

非常用予備発電装置に係る記載例は3ページ、ネオン工事に係る記載例は4ページを参照ください

- 工事名は「～(株) (の) …ビル」と所有者と建物名を記入下さい。
- 所在地を工事名の下に記入下さい（政令市は区まで、町・村は県名も。）。
- 従事期間中、特種電気工事に従事した正味の日数を従事日数として積算し、「(内○○日)」と記載して下さい。

### ※…最大電力について

電気工事士法においては、最大電力500kW未満の電気工作物を自家用電気工作物として扱っております（電気工事士法第2条第2項）。最大電力500kW未満の自家用電気工作物のネオン工事又は非常用予備発電装置工事を行うには、特種電気工資格者の資格が必要となります。

よって、認定申請において、最大電力500kW未満のビル等での工事は実務経験とは認められません（電気工事士法第3条違反となります）。そのため、自家用電気工作物を実務経験としては挙げる場合は最大電力500kW以上であることを十分確認して下さい。

なお、法令違反の事実が確認された場合は、厳正に対処します。

なお、この規程は平成2年8月以降に行われた工事が対象ですので、それ以前の工事については該当しません（実務経験の工事期間が平成2年8月をまたぐ場合には、必ずその区切りを明記して記載して下さい。）

### 実務経験証明書における証明者についての注意

個人経営をされている方については、申請者ご本人は実務経験証明書の証明者にはなれません。この場合においては、

- ・ 所属されている各府県電気工事業工業組合の代表者、またはその他これに類する法人格を有する団体の代表者
- ・ 複数の電気工事業者等

のいずれかの方を証明者として、その方（々）の氏名および印章（法人の場合：代表者印、個人経営の場合：個人の実印）等をいただいでください。

複数の方から証明をいただく場合、実務経験証明書が2通以上になっても構いません。

### <提出の前に>

実務経験証明書の下書きが完成した段階（証明書の証明者の氏名、押印を受ける前）で実務経験の事前確認を当課までお願いいたします。

その際には、**FAX**にて下記連絡先までお送り下さい。内容を確認の上、担当者より連絡いたします。

また、**FAX**を送付いただく前後に、必ずお電話にてその旨の連絡（「**FAX**を送る／送った」）を、ご面倒ですがお願いいたします（こちらにおける紛失防止のためです）。

- 注）
- ・ 送付いただくのは、「実務経験証明書」の部分のみで結構です。
  - ・ 必ず、連絡先の明記をお願いいたします。

FAX 送付先／問い合わせ先  
九州産業保安監督部  
電力安全課 技術係  
TEL: 092-482-5519  
FAX: 092-482-5973

特種電気工事従事者（非常用発電装置に係る工事）

< 参考・記載例 >

実務経験証明書

ふりがな	きゅうしゅう たろう		生 年 月 日	明治
氏 名	九州太郎			大正 38年 4月 4日 <u>昭和</u>
現住所	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 (TEL 092-482-XXXX)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	九州産業保安株式会社 (TEL 092-482-XXXX)		
	所 在 地	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1		

実務経験の期間及び内容

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
本社営業部 工事課係員	昭和58年4月1日 ～ 平成19年2月28日	(昭和・平成57年10月電気工事士免状取得)  左記の期間中に、非常用予備発電装置の構成機器の据付工事、配管工事・・・に作業員として従事した。  (代表例) 工事件名 非常用発電機出力 従事期間 (実施場所) ・○○○○○工事 100kW H.15.11.4～H.15.11.18 (○○市) 最大電力 600kW (内 10 日従事) ・△△△△△工事 150kW H.16.6.2～H.17.10.18 (○○市) 最大電力 700kW (内 70 日従事) ・×××××工事 100kW H.17.11.4～H.18.2.25 (○○市) 最大電力 900kW (内 20 日従事) ・□□□□□工事 200kW H.19.12.1～H.20.1.31 (○○市) 最大電力 600kW (内 30 日従事) ・ ・ ・ ・ ・ その他 ○○件 ( 従事日数延べ 1300 日)
通 算 期 間	14 年 0 月	

所在地は市町村名（政令市は区まで）

自家用電気工作物に係る非常用予備発電装置の工事については、最大電力が 500 kW 以上であることを確認のこと。  
※H2.9 以前の工事については、最大電力の記載は不要です。

実際の従事期間を日単位で記入して下さい

欄内に収まらない場合は別紙に記載されても結構です。2枚以上となる場合はページ間に代表者印で割印を押印してください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

平成19年 3月 1日  
所在地 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1  
事業所名 九州産業保安株式会社  
(福岡県知事登録第 XXXX 号)  
代表者氏名 代表取締役 実務有男 代表者印

(法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)  
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

電気工事業の登録又はみなし届出番号の記入をお願いします

# 特種電気工事従事者（ネオン設備に係る工事）

<参考・記載例>

## 実務経験証明書

ふりがな	きゅうしゅう たろう		生 年 月 日	明治
氏 名	九州太郎			大正 38年 4月 4日
現住所	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 (TEL 092-482-XXXX)			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	九州産業保安株式会社 (TEL 092-482-XXXX)		
	所 在 地	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1		

### 実務経験の期間及び内容

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
本社営業部 工事課係員	昭和58年4月1日 ～ 平成19年2月28日	(昭和・平成57年10月電気工事士免状取得) 左記の期間中に、ネオン電気設備の新設及びネオン管、ネオントランスの取り替え工事、・・・に作業者として従事した。  (代表例) 工事件名 (実施場所) ・○○○○○工事 (○○市) H.15.11.4～H.15.11.18 (内 10日従事) ・△△△△△工事 (○○市) H.16.6.2～H.17.10.18 (内 70日従事) ・×××××工事 (○○市) H.17.11.4～H.18.2.25 (内 20日従事) ・ ・ 工事件名 (実施場所) ・□□□□□工事 (○○市) 最大電力 600kW H.19.12.1～H.20.3.25 (内 30日従事) ・ ・ その他 ○○件 ( 従事日数延べ 1300日)
	通 算 期 間	14年0月

所在地は市町村名（政令市は区まで）

自家用電気工作物に係るネオン設備の工事については、最大電力が500kW以上であることを確認のこと。  
※H2.9以前の工事については、最大電力の記載は不要です。

実際の従事期間を日単位で記入して下さい

欄内に収まらない場合は別紙に記載されても結構です。2枚以上となる場合はページ間に代表者印で割印を押印してください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。  
平成19年 3月 1日  
所 在 地 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1  
事 業 所 名 九州産業保安株式会社  
(福岡県知事登録第XXXX号)  
代表者氏名 代表取締役 実務有男

代表者印

(法人以外の場合は任命権者等の氏名・印及び印鑑証明を添付のこと)  
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

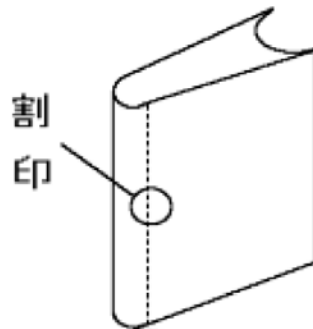
電気工事業の登録又はみなし届出番号の記入をお願いします

## 実務経歴証明書の割印について

実務経歴書が2枚以上となる場合は、以下のAまたはBの方法により代表者印で割印してください。

### A) 袋とじをする場合

割印は、袋とじ部の表側と裏側の両方に必要です。



### B) ホッチキス等で簡易に綴じる場合

割印は、全ての見開きに必要です。

